

倉吉市上下水道局企業管理規程第4号

給水装置工場の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月20日

倉吉市長 石田 耕太郎

給水装置工場の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程

給水装置工場の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(分岐の基準) 第5条 配水管から給水管を分岐する場合は、口径 <u>350ミリメートル</u> 以下の配水管（異形管を除く。）から分岐しなければならない。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。 2～6 略	(分岐の基準) 第5条 配水管から給水管を分岐する場合は、口径 <u>300ミリメートル</u> 以下の配水管（異形管を除く。）から分岐しなければならない。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。 2～6 略

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。